

明日にはばたく 幸せワーク 幸せライフ ～働き続けるために～

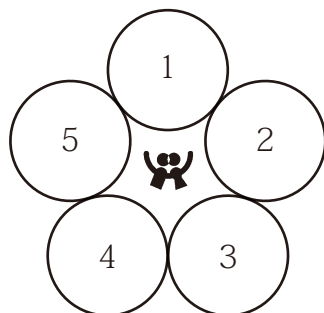
2012年



目 次

| | | |
|--------------------|-------------------------|-------|
| 挨拶 | 1～3 | |
| 団員名簿 | 4 | |
| 研修日程 | 5 | |
| 訪問国紹介 | 6 | |
| 研修報告 | | |
| 〈フランス〉 | | |
| 子育て支援 | 全国家族手当金庫 | 7～11 |
| 子育て支援 | セントジョセフ幼稚園 | 12～14 |
| 女性の社会進出 | パリで働く6人の女性との意見交換会 | 15～17 |
| DV | 女性保護研究所 | 18～19 |
| 女性の権利 | 女性と家族の権利情報センター | 20 |
| 農業経営 | 朝市 ビオマルシェ | 21 |
| 暮らし | スーパーマーケットモノプリ | 22 |
| 〈オランダ〉 | | |
| 同一価値労働同一賃金 | | 23～24 |
| ワーク・ライフ・バランス | テバ社 | 25～26 |
| ワーク・ライフ・バランス | ガッサンダイヤモンド社 | 27～28 |
| 女性の起業 | ユニットファイブ | 29 |
| 人権 | 人権研究所 | 30 |
| 私たちが望むこと | | 31 |
| 団員の決意表明 | | 32～33 |
| 研修の旅こぼれ話 | | 34～35 |
| 「女性研修の翼」実施状況 | | 36 |
| 「女性研修の翼」募集要項 | | 37～38 |
| 事前・事後研修日程 | | 39 |
| 編集委員会・地区報告会 | | 40 |

【表紙写真】 福岡県の花「梅」をモチーフに、研修先の写真を配置しました。
花芯は、福岡県男女共同参画のシンボルマークです。



- 1 5人の女性起業家「ユニットファイブ」(オランダ)
- 2 国立博物館(オランダ)
…レンブラント作「夜警」を鑑賞する小学生
- 3 アムステルダム市内の親子(オランダ)
- 4 朝市 ビオマルシェ(フランス)
- 5 パリ・シャンゼリゼ通りの親子(フランス)

女性がいきいきと働き 活躍する社会の実現に向けて

福岡県知事 小川 洋



経済のグローバル化や国際競争の激化、少子高齢化の進行などにより、社会の基本的な構造や私たちの暮らしは大きく変化しています。

このような中、昨年3月に策定しました「福岡県総合計画」では、『県民幸福度日本一』の福岡県を目指して、県民生活の「安定」「安全」「安心」を向上させるための重要な10の事項の実現に取り組むことといたしました。

この10の事項の一つが「女性がいきいきと働き活躍できること」です。

女性の社会進出が進み、多様な分野で能力を発揮し、政治・行政における政策決定や企業の経営に参画する社会の実現を目指しています。また、社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支え、女性があらゆる暴力におびえることなく、安全で安心して暮らすことができる社会づくりに努めています。

福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」は、その一環として、先進国の制度や施設の調査・視察、人々との交流を通して、国際的視野をもって活躍できる女性リーダーを育てていくことを目的としています。

これまでに29回、600人を超える団員を派遣し、参加された多くの皆さんが、県・市町村の審議会委員をはじめ、議会議員や自治会長、企業の管理職に就任されるなど、県内各地域や各分野で男女共同参画社会の実現の推進役として活躍されています。

今年度は、少子化対策やワーク・ライフ・バランスの先進地であるフランス、オランダを訪問しました。20人の団員の皆さんが、訪問を通じて得られた貴重な経験を生かし、今後、地域や職場などのリーダーとして一層活躍されることを期待しています。

この事業の実施にご尽力いただきました実行委員会をはじめ、関係者の皆さんに深く感謝申し上げます。

「女性研修の翼」実施にあたって

福岡県女性海外研修事業
「女性研修の翼」実行委員会
委員長 伊豆 美沙子



福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」は、今回で29回目を迎えました。

実行委員会では、今年度の訪問国をフランス、オランダと決定し、昨年11月11日から18日まで8日間にわたる研修を実施しました。

フランスは、合計特殊出生率が2.0と、子育て支援の先進国として知られています。昨年5月の大統領選挙では、オランダ政権の誕生とともに、閣僚の半数を女性が占める男女同数内閣が誕生しました。また、オランダは、オランダモデルと言われる「夫婦で1.5人分働く」ことにより、働く時間を調整するワーク・ライフ・バランスの先進地です。

この「女性研修の翼」は、県内の地域や企業等で様々な活動に取り組まれている女性の方々を団員として海外の先進地に派遣し、男女共同参画について国際的視野を持って活動できる人材を育成し、各々の地域で男女共同参画社会づくりを担っていただくことを目的としています。

このため団員の皆さんは、事前に、福岡県の男女共同参画の取組をはじめ、子育て支援、女性の就業実態、さらにフランス・オランダ両国の現状などについて学んだ上で海外研修に出発しました。両国では、公的機関や団体、企業などを訪問し、視察や意見交換を行うと共に、自主研修として、パリの朝市でのアンケート調査や働く女性たちとの意見交換会を企画するなど、自ら進んで両国の生活や文化に触れ、多くのことを学んでこられました。

帰国後は、県内3カ所で海外研修の報告会を開催し、さらに、成果をこの研修報告書に取りまとめていただきました。

団員の皆さんには、学んでこられた成果はもとより、研修で築かれた団員相互のネットワークを財産として、地域や職場等でこれまで以上に活躍されることを期待します。

最後になりましたが、この事業の実施にあたり、格別の御協力を賜りました市町村をはじめ、関係各位の皆様にご心からお礼を申し上げます。

働き続けることができる社会

第29回福岡県女性研修の翼
団長 藤井 千佐子



「働き続けることは当たり前」。第29回福岡県女性研修の翼で訪れたフランス、オランダで、私たちがインタビューした10数人の女性たちが異口同音に語った言葉でした。

仕事のこと、子育てのこと、夫との家事の分担など、実に生き生きと語ってくれました。働く女性の6割近くが、第一子出産前後に仕事を辞める日本とは大きく異なる現実はどうして実現したのか。フランスは、切れ目のない手厚い子育て支援によって女性の社会進出が可能に。一方のオランダは、同一価値労働同一賃金の導入によって女性が働きやすい環境が整備されたのです。

「私たちが勝ち取ったもの」。パリ在住の60歳代のジュヌヴィエーブ・コンスタンさんは強調しました。3人の子どもを持つ彼女が出産した当時、今のような手厚い制度はなく、要望を繰り返して少しずつ整備されてきたというのです。「あなたたちも頑張るね」と背中を押されました。私たちは、研修で学んだことを通して、私たちが目指す社会として次の三つを掲げました。「すべての場面でみんなが主役」「多様な働き方を可能に」「地域に子育て会議を」です。詳しくはこの報告書にメンバーの思いも含めて書いております。

「我々の旅路は、妻たち、母たち、娘たちが努力に見合った収入を得ることができるようになるまで終わらない」。オバマ米国大統領が今年1月、2期目の就任演説の中で述べた一部です。「我々は生まれながらにして平等」という先駆者が始めたことを実行することを「旅路」という言葉で表現しています。

今回の翼のメンバー20人の「旅路」はこの報告書がスタートです。それぞれの地域で、所属する団体でその活動の幅を広げ、深めていきたいと思えます。

事前・事後の研修を始め、私たちの研修実施にあたって実行委員会をはじめ多くの方々が支えてくださいました。最後になりましたが、厚くお礼申し上げます。



第29回福岡県「女性研修の翼」団員名簿

| | | |
|--------------|----------|--|
| | (NPO | |
| | | |
| | | |
| | JA | |
| BPW | | |
| | | |
| NPO CAP | | |

平成24年度「女性研修の翼」旅程表

| | | |
|-------|---------------|------------|
| 11/11 | | |
| 11/12 | ● ● ● | |
| 11/13 | ● ● | |
| 11/14 | ● ● | |
| 11/15 | ● ● ● | |
| 11/16 | ● ● ● | () () |
| 11/17 | ● () ● | 6 () |
| 11/18 | | |

訪問国紹介

フランス共和国 FRANCE

～多様な家族形態に対応する子育て支援が充実した国～



1人あたりGDP 44,007.33USドル 19位
ジェンダーギャップ指数 57位
より良い暮らし指標 18位

19世紀末の武力紛争による人口減少の打開策として、まず企業で出産を推奨する家族政策が始まった。個人を尊重する多様な家族形態に対応した豊かな育児支援策が、出生率の上昇と女性の社会進出を促している。

また、男女の均等な参画なしに民主主義は無いとする男女同数制のパリテ内閣（2012年5月発足）が更なる男女平等と財政再建、経済成長の実現を目指している。

オランダ王国 NEDERLAND

～男女が自分らしい働き方で尊重し合い暮らす国～



1人あたりGDP 50,216.42USドル 10位
ジェンダーギャップ指数 11位
より良い暮らし指標 8位

宗教的な影響が強く保守的なオランダで、女性の社会進出が進んだのは、世界でいち早く取り入れたワークシェアリングや同一価値労働同一賃金制度導入の成果である。フランスと同様に事実婚や同性同士の婚姻、育児も認められ、個々のライフステージに配慮したワーク・ライフ・バランスの実現が可能なダイバーシティ（多様性）社会となっている。

●1人あたりGDP（IMF 2012年10月）

国内総生産 / 国の人口 日本は45,869.72USドル17位

●ジェンダー・ギャップ指数（WEF 2012年）

世界経済フォーラム(WEF)が毎年発表する男女間格差を数値化したもの。経済・教育・政治・保険分野のデータから算出。上位ほど男女の格差が少ない。日本101位

●より良い暮らし指標（OECD 2012年5月）

経済協力開発機構(OECD)が住居、収入、雇用、コミュニティー、教育、環境、ガバナンス、健康、生活満足度、安全、ワーク・ライフ・バランスの11指標を使って幸福度を測るもの。2011年に34カ国を対象にスタートした。日本21位

「マドモアゼルの廃止」

フランスでは男性はムッシュ、女性は既婚か未婚でマダムとマドモアゼルに区別されてきたが、2012年2月21日マダムに統一する首相通達が出された。加えて旧姓、夫の姓、妻の姓の表記も行政書類から削除する要請が出され、長年男女の不平等を象徴してきたこの区別がついに終わりを迎えることになった。

「省エネとエコロジー」

オランダ、アムステルダム市内の通勤手段と言えば自転車が多数。ラッシュ時は自転車専用道路を猛スピードで走り抜ける自転車に注意が必要である。ほとんどの自転車にはブレーキは無くペダルを逆回転して止める。オランダ人にとってブレーキの付いた自転車は高価な物らしい。駅や空港、人家の明かりが驚くほど暗いことから省エネとエコロジーな生活がうかがえる。

「休暇と対話を大切に」

今回の研修前に視察先がなかなか決まらなかった。先方の担当者が長期休暇中で連絡が取れないためだ。フランス、オランダ人にとってバカンスは重要であり、休暇のために働くという人も多らしい。家族との時間や友人との語らいの時間を大切に。それ以前に自分を大切にすることの大事さを知っていることが、よりよい働き方、生き方を生み出してきたのだろう。

子育て支援 多様な家族政策で出生率アップ

訪問先：フランス・パリ市

全国家族手当金庫（CNAF）

Caisse nationale

des Allocations familiales

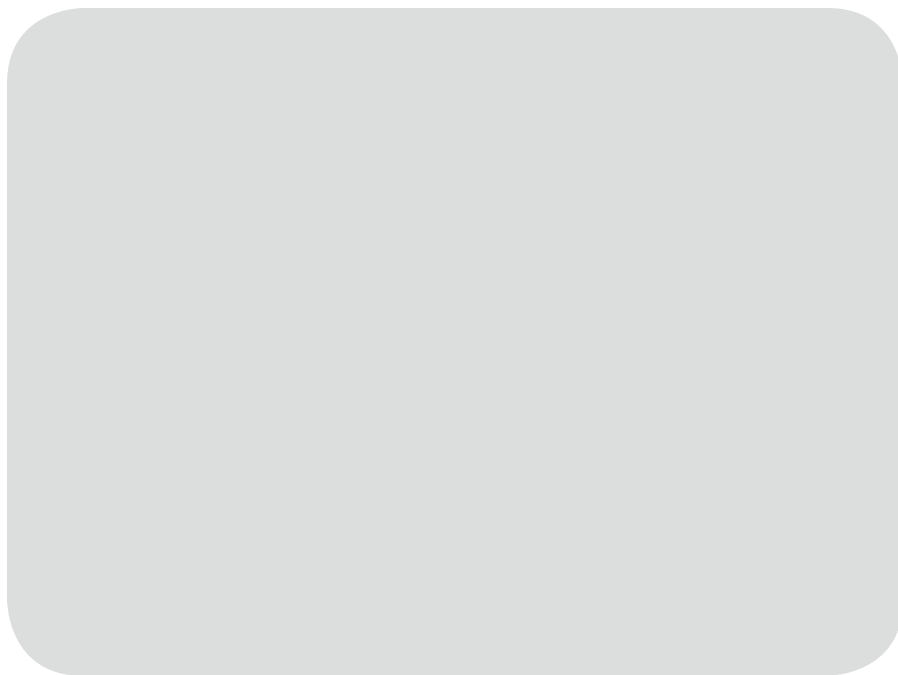
訪問日：2012年11月16日（金）

説明者：国際部長 フィリップ・ステックさん

全国家族手当金庫

国の管轄機関で、家族生活・住宅政策・最低保障に関する社会保障サービスを管理、運営している。フランスの高出生率の下支えとなった家族政策の中心を担い、関連手当の60%を管理している。フランスの家族政策予算は、国内総生産（GDP）の4～6%、巨額の費用を充てて、様々な子育て支援を行っている。

家族政策の流れ



家族給付

手厚くきめ細かな家族政策により、子育て世帯を様々な手当でサポートしている（図1）。

家族給付の柱は、家族手当で5つの分野があり、乳幼児受入手当、大家族手当、住宅手当、単親手当、家族の貧困化対策である（表1）。

表1 家族手当の主な5つの分野

| 家族手当 |
|------------------|
| 乳幼児受入れ手当(PAJE) |
| 大家族手当(CF) |
| 住居手当(定収入者への住宅手当) |
| 単親手当(API) |
| 家族の貧困化対策(ASF) |

図1 主な家族給付制度(年齢別、所得別)

充実した家族支援

| | 誕生前 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6~11歳 | 11~15歳 | 15~18歳 | 19歳 | 20歳 | |
|--------|------------|--------------|------------|----|----|----|-----|---------------------|--------|--------|---------------------------|-----|--|
| | | 保育所、幼稚園 | | | | | 小学校 | | 中学校 | 高等学校 | | | |
| 所得要件なし | 家族手当 | | | | | | | | | | | | |
| | 基礎手当 | | 職業自由選択補足手当 | | | | | 保育ママやベビーシッターはほぼ半額負担 | | | 20歳未満の子どもを2人以上扶養している世帯が対象 | | |
| | 保育方法選択補足手当 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 所得要件あり | 出産手当 | 家族補足手当(多子手当) | | | | | | | | | | | |
| | 養子手当 | | | | | | | | 新学年手当 | | | | |

乳幼児受入手当

出典 Clair ReportNo.374

家族手当

乳幼児受入れ手当

家族手当の中で、乳幼児受入れ手当が最も出生率回復に影響を与えた。

1972年にそれまでの家庭で育児をする母親を対象にしたものから、女性の社会進出に伴い、働く女性を対象にしたものとなった。仕事と家庭の両立を保護者が望む形で実現できる

仕組みを提供している。保育サービスは託児所、保育ママ、祖父母などさまざま、すべてに援助がある（図2）。

3歳以上は99%が幼稚園に行き、無料となっている。

子どもが3歳になるまで育児休業または労働時間短縮が認められ、第2子以降の育児休業手当は3歳まで受給可能である（第1子は6ヵ月）。育

図2 主な公的保育サービス一覧(年齢別)

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 6歳~ |
|-----|----------|----|-----------|----|----|----|-----|
| 施設型 | 保育所 | | 幼稚園(保育学校) | | | | |
| | 一時保育所 | | | | | | |
| | 子ども園 | | | | | | |
| | 家庭保育所 | | | | | | |
| 在宅型 | 認定保育ママ | | | | | | |
| | ベビーシッター等 | | | | | | |

出典 Clair ReportNo374より

イラスト2 乳幼児手当

児休業手当の賃金補助は就労の中断程度によって異なる。

3歳以下の保育方法は（表2）のようになっている。また、2～3歳の5%が幼稚園に入る。

このような多様な子育て支援の充実が出生率向上につながっている。

97%の人が全国家族手当金庫のサービスに満足しているという。

大家族手当

3人以上の子どもを持つ家庭に支給される。子どもの多さで支給額が変わる。家族数全体の18%、子ども総数の40%が対象である。支給される手当全体の43%を占める。子どもが多いと経済的に厳しくなる傾向があるので、救済するための貧困化対策である。

家族の住宅手当

収入が少ないほど、子どもの数が多いほど助成額が増える。フランスの住宅政策の3/4が支給されている。

単親手当

ひとり親家庭への手当であり、家族数全体の18%を占める。

家族の貧困化対策（子どもの貧困撲滅）

支給前は27.7%の子どもが経済的に困窮していたが、手当によって貧困率は7.7%に減った。

家族手当支給額

フランス人口の半数近くがこの手当を受けている。

子ども数別の家族の割合は（図3）のようになっている。

家族手当の支給額は、家族が増えれば増えるほど、支給額が増える（表3）。

先端技術による管理

全国家族手当金庫は、フランスで最大規模のコンピューターシステムで管理されており、迅速な処理ができるようになっている（申請書類の処理は2週間以内に、低所得者の場合は10日以内など）。また、かかってくる電話の90%にはすぐに答えるなどソフト面でも対応している。（図4）

表2 3歳児未満の保育方法

| |
|--------------------|
| 集団保育(保育所等) |
| 認定保育ママ |
| その他(親や親戚、ベビーシッター等) |

国際部長フリップさんの説明より



イラスト3 保育補助

図3 子ども数別家族の割合

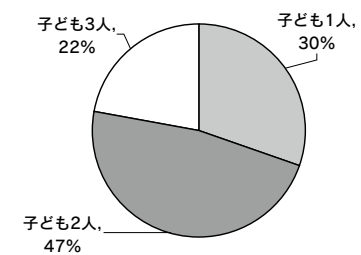


表3

1家族あたりの平均支給月額

| | |
|---------|--------|
| 1子家族 | 355 |
| 2子家族 | 440 |
| 3子家族 | 731 |
| 4子以上の家族 | 1,312 |
| 平均支給額 | 543ユーロ |

図3、表3: 出典は全国家族手当金庫配布資料より

(図4) 国との間に交わされたサービス内容

- 書類処理時間：15日を越えない期日で処理。低所得者の書類は10日以内に処理。
- 受付：待ち時間が20分を越えないこと
- 電話：90%の電話に対応。
- サービスと給付金を組み合わせたグローバルなサービスへ移行（例えば、独り女性の場合には、特定の手当支給、家族調停サービス、またはその両方を組み合わせるなど）

全国家族手当配布資料より

家族部門の財源

財源は6割が事業主の負担金、4割が税金からである（表4）。事業主の占める割合が多いのは、もともと企業が家族手当を支給していたものが、この家族手当金庫という形態へ発展した背景がある。600人の監査官が年間30万件の現場視察を実施しサービスの向上や、不正受給に厳しく対応している。

表4 全国家族手当金庫の財源

| 全国家族手当金庫の財源 | |
|------------------|-----|
| 企業からの拠出金 | 60% |
| 社会保障目的税(一般社会拠出金) | 20% |
| 国の予算から | 20% |

全国家族手当配布資料より

フランスの家族政策の特徴

選択の自由

- 仕事を続けたいと思えば続けることが可能になるような制度
- 子どもを預けたいと思えば、多様な選択肢の中から保育サービスを自由に選べること

国の将来を見据えた投資

- 家族政策に巨額の経費を当てることで、子育てを社会全体で支える仕組み



イラスト4 家族手当

☆Column オランダ大統領へのフランス国民の期待の高さと多様性ある社会

2012 5 34

17

2013

3

1

15



フィリップ・ステック国際部長のQ & A



国際部長
フィリップ・スティックさん

Q 1 少子化に1番効果があった手当は？

A 1 乳幼児受入手当である。女性が仕事を持って子育てもしたいという願望は強く、国は、複数の選択肢の中から選べる制度をつくった。

Q 2 高齢化への対応は？

A 2 現在人口の増加期にあり、約40年後の高齢化問題もうまく対応できると試算している。

Q 3 「育児支援」をしている企業への補助は？

A 3 明確な財政支援は少なく、企業の力に頼るところが大きいのが現状。企業の中での家族支援の取り組みは進んでいる。2004年からは企業内託児所設立に対する支援を始めた。

Q 4 オランダ大統領の「40の公約」のポイントは？

A 4 乳幼児受入手当を継続しさらに5%のアップを図る。
親に対する支援。親であることが困難とならないよう「ポジティブな親のあり方」を支援していく。
すべての人に結婚を認めること。これは社会的な議論もあるが、あらゆる家族を平等に扱うためには必要なこと。

Q 5 女性の子育て支援の選択肢は広がったと思いますか？

A 5 子育て支援には様々な選択肢がある。産休、3歳までは自分で育てる人、近親者やベビーシッターに子どもの世話を頼む人等々。パートナーの関わり方を含めて、フランスにおける子育てをする女性の「選択の自由」は、国の「支援制度」という手厚いフォローもあって実現した。

Q 6 パソコンでのシミュレーションとは？

A 6 様々な制度や手当があるので、育児スタイルのシミュレーションができるインターネットサイトを開設した。いつでも、自分の将来の計画ができ、年間200万件のヒットがある。実際はかなり利用されていることがわかる。

訪問先：フランス・ルーアン市
 セントジョゼフ幼稚園（公立）
 Saint Joseph Notre Dame Maternelles

訪問日：2012年11月16日（金）

説明者：幼稚園教師 エマ・ソル・トゥレットウさん



セントジョゼフ幼稚園は、パリ市内から特急列車で約1時間、ノルマンディ公国の首都として栄えた古都ルーアンにある。

ここの教師で、4人の子育てをしているエマさんは、まさにワーキングマザーだ。フランスにおける子育て支援の実際と、ワーク・ライフ・バランスや子育て事情について話を聞いた。

エマさんのプロフィール

エマさんは36歳。家族は夫と、10歳・8歳・7歳・20ヵ月という4人の子どもの6人家族。30歳のとき、子育てをしながら働くことが出来るという理由で、幼稚園教師の資格を取得し転職した。就労形態は、週4日勤務の正職員。

月・火の2日は別の学校に、木・金の2日はセントジョゼフ幼稚園に勤務している。

受けている手当の支給額

支給額は、乳幼児受入れ手当の月額200ユーロ。

収入が高い場合、もらえない手当もある。

4人の子どもを抱えて働く1日は、とても忙しい。まるでマラソンをしているようです。



エマさんの一日のタイムスケジュール

| | | | | | | | | | |
|----|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----|
| | 6:30~7:00 | 7:00~7:30 | 7:30~9:00 | 9:00~18:00 | 18:00~19:00 | 19:00~19:30 | 19:30~20:30 | 20:30~23:00 | |
| 起床 | 身支度 | 朝食 | 通勤(送り) | 勤務 | 通勤(迎え) | シャワー | 夕食・団欒 | 家事・他 | 就寝 |

朝6時半に起床。7時には子どもと共に朝食を摂る。

7時半に家を出て、子ども達を学校と託児所へ送り届け9時から午後6時まで勤務。

6時半までには子ども達4人を迎えに行き、家に着くのは7時。上の3人の子どもたちは自分でシャワーを浴び、末っ子はエマさんとシャワーを済ませる。

7時半ごろには夕食を摂り、遅くても8時半までには子どもを寝かせるようにしている。

彼女自身は、10時半から11時に就寝。



かなりのハードスケジュールなので、当然、パートナーの協力は不可欠です。特に分担を決めてはいませんが、食事の用意も掃除も家事のすべてを二人で協力してやっています。子ども達が眠りについてからの時間が、夫婦の唯一安らぎのひと時なので、大切にしています。

予期せぬ事態が起きた場合は？

二人で家事・育児を自然な形で分担し、実にうまくいっているが、子どもが病気になり、仕事を休めないというような不測の事態が起きた場合は、次のような順番で対応していると言う。

- 1.夫が休む
- 2.近くに住む夫の両親に頼む
- 3.自分の職場へ連れて行く
- 4.ベビーシッターへ依頼

きめ細かな子育て支援システムが整っているフランスでも、非常事態の対応には、苦慮しているケースもあるようだ。

日本の女性へのメッセージは「諦めないで」

エマさん自身も、65歳の定年まで働くつもりだと言う。女性の80%が働き、合計特殊出生率2.07を誇る先進国フランスにおいて、どのように国の支援が充実していてもそれに甘んじる事なく、自分自身の自由と家族を守るため日々戦っている。

結婚・出産を経ても仕事を続けてほしい。

自分自身のためにも、夫の家事・育児への参加を促して、外へ出て働くことをあきらめないで下さい。

園児たちとの交流

エマさんへのインタビューの間、持参した折り紙で団員と園児たちが一緒に遊ぶなど、触れあうことができたのはとても楽しかった。初めのうちは、恥ずかしそうに遠巻きにしていた子ども達も、打ち解けてくると予想以上に折り紙に興味を示してくれた。とても探究心が強く、団員は教えるのに悪戦苦闘した。

夕刻になると、保護者が次々と迎えに。スーツ姿の父親など、男性の姿が目立つ。担当の先生が、保護者一人ひとりに一日の報告をして、子どもを引き渡していく。

お迎えのピークが過ぎる頃、延長保育の子ども達は専用の園舎へと移動していった。

折り紙でふれあい

専用園舎へ

エマさんを囲んで



セントジョゼフ幼稚園の
園庭で遊ぶ子ども達



☆Column

性別男女にとられない保育

40



園舎全景

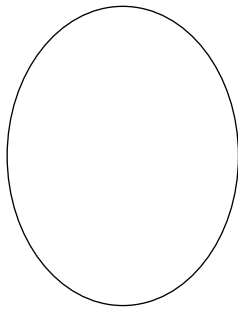
訪問先：フランス・パリ市

パリで働く6人の女性との意見交換会

訪問日：2012年11月17日（土）



フランスの女性たちは、様々な子育て支援や家族政策をそれぞれどのように利用し、その仕組みについてどんな意見や感想を持っているのかを知ろうと、パリで働く30代から60代の6人の女性から話を聞いた。フランス在住40年で福岡出身のハギコ・ヴィオさんが仕事を通じて知り合った女性たちである。6人は異口同音に「フランスでの市民の権利は社会が与えてくれたものではなく、自分たちで勝ち取ったもの」「自由でありたかったら、待っているだけではなく自分たちで声をあげて社会の制度を変えていくことが大事」と強調した。



ナタリー・ヴィオさん

50歳代

- 夫と高校生の娘・息子との4人家族
- 2度の結婚・離婚をしており、前夫との間に息子が1人ずついるがそれぞれ自立
- パリ市役所現代アート部門ディレクター次席
- 夫はパリ市現代ニメリックアートセンターのディレクター

社会のシステムが変わってきたけれど、それだけではなく、子どもたちは親を見て育っている。私が子どもの時に、母親が外で働いており「家にいてほしい」と言ったことを覚えている。今は子どもたちが自分の親を見る見方も変わってきて、働く母親の姿を見て、理解するようになった。だから私のことも子どもたちは理解してくれていると思う。

基本的にフランス人は独立精神が強く核家族で生活しているので、高齢になったからといって子どもたちの家族と同居することは考えない。実際にパリでは家が狭くて同居は難しい。また、老後の年金などの支援が手厚いのであまり生活に困ることはない。実際にパリでは家が狭くて同居は難しい。



エリーズ・グルセさん

30歳代

- 夫と13ヵ月の息子との3人家族
- 廃棄物等の処理会社でコミュニケーション担当の主任
- 出産休暇を2ヵ月半取った後、1ヶ月の有給休暇を取った。その後は週に5日ベビーシッターに来てもらい仕事をしている
- 夫は1週間出張、1週間休暇というサイクルで仕事

やりたい仕事は家庭があってもやる。組織する力は女性のほうが強い。女性は会社組織の中で大きな力を発揮するので、女性の存在は組織の中でもとても重要な役割。

法律や社会のシステムは時代と共に大きく変わってきた。しかし、企業の考えはまだ遅れている。変化してきた部分も多いけれど、女性に不利な企業が多いことも事実で、今でも男女の賃金格差は30%ほどある。私が、出産後に再就職しようとした時、夫と変わらない学歴・経歴であるにも関わらず企業は雇ってくれなかった。今の会社と協議し、自分の減給と引き換えに、子どもが休みの水曜日は仕事を休むことを決めた。



エリーズ・シュヴェイグツさん

30歳代

- 夫と小学生の娘2人との4人家族
- パリ市現代ニメリックアートセンターでドキュメンタリストとして勤務
- 夫は教師

男性も子どもと関わるようになって、子育ての喜びを知ることができた。昔と比べると夫(男性)の理解がある。

子どもが生まれたばかりのころ、雇ってもらえなくて悲しかった。家の中の家事は半々なのに、男性が子どもを持ったからといって企業が雇わないことはないことはないのに。

学校(幼稚園)のお迎え、外で子どもと一緒に遊ぶこと、病院へ連れて行くことなどほとんど夫が担う。家事(料理、洗濯、掃除など)は夫と自分で分担している。



ヴェロニック・ラルチグさん

50歳代

- 夫と大学生の娘と高校生の息子との4人家族
- 医療関係のコンピューターソフト制作会社を経営
- 夫は凸版印刷(株)のフランス支社長

パリ市内では働いていない女性はいない。

初めて会う人との挨拶では、まず「初めまして。ご職業は?」という会話になる。

実際パリでは子育てをしていても共働きをしないと生活が成り立っていかないという経済的理由も大きい。

夫婦生活は共同生活、という考え方が定着してきた。

子どもが学校から帰るときには必ず迎えに行かなくてはならない。迎えに行くことができなければ、子どもは警察に連れて行かれてしまう。なぜなら、学校で働く先生たちも家に帰らなければならないからだ。このような厳しいルールがあると、出産休暇を取得することや妻が子どもの世話ができないときの休暇の申請などに関して、夫(男性)側からも改善の声が上がりに、社会的制度の変化につながってきた。

45人の社員を抱える会社を経営している私は、自分自身の経験から、女性を雇用するときには家庭を優先させている。男性社員も4~5年前から出産休暇を取るようになった。

社会的制度が変化する中で、自分の仕事を勝ち取ってきた。
1972年に長男を出産したときはまだ保育園も少なく、働きたくても子どもを預けるところがなかった。自分の両親からも仕事を続けることを反対された。しかし、私の生きる場所を示したかったから、出産するたびに休職・復帰を繰り返して仕事を続けてきた。

企業としては、家庭よりも仕事を優先する人を望むのが本音だ。例えば、同年代の男性と女性の求職者がいて、女性が結婚したばかりならばその立場は弱くなる。出産休暇や育児休暇で働いていない期間がある求職者よりも、継続的に働ける求職者を選ぶ会社は多い。



ジュンヌヴィエーヴ・コンスタンさん

60歳代

- 離婚し1人暮らし
- 子どもはすでに独立。
- 建築家。現代アートの教師。

ハギコ・ヴィオさん

60歳代

- 夫と2人暮らし
- 実子はいないが、夫の子どもが3人、孫は9人
- 福岡市出身でフランス在住40年
- 陶彫アーティストとしてフランスを中心に活動。
- 夫も同じくアーティスト



母親が働かないことで欲求不満になり、家族に悪影響を及ぼすほうが良くないのではないか。

例えば子どもが多感な思春期の頃、非行に走ったとしても、母親がキャリアを捨ててまで子ども向き合うことはないだろう。病気や事故では仕事を辞めなければならないこともあるかもしれない。しかし子どもの問題に対して心療内科へのフォローという仕組みであったり、援助の制度があるので職業をやめてまで、子育てにかかりきりになることはないと思う。

☆Column

「自分たちで権利を勝ち取ったのよ」



訪問先：フランス・パリ市

女性保護研究所

Halte Aide aux Femmes Battues

訪問日：2012年11月15日（木）

説明者：アソシエーションNPO長

ビビアン・モニエットさん

この施設はフランスの暴力の歴史の中で生まれたものです。

「激しい暴力から逃げることができずに追いつめられた女性が、自衛のために夫を殺してしまい、懲役刑になった」とモニエットさんは怒っていました。

「夫婦間の暴力は許されるものではない。社会の問題である」と書かれた女性保護研究所のパンフレット

女性の権利と男女の平等を進めるために設立

女性保護研究所は、1983年にアソシエーション（日本のNPO法人）として設立されたもので、1970年代、ヨーロッパや北米で男女平等を訴える運動が活発になった頃に活動が始まった。他の活動団体と同様に、DVが男女の不平等によるものとの考えから、DV被害者支援に取り組んできた。

女性保護研究所では、アソシエーションとなる以前の1970年代後半以降、同様の活動を行う国内の団体と連帯を進めてきている。現在では約70のアソシエーションと「女性の連帯全国連盟」を設け、行政と連携し、時には反対意見も述べながら支援活動を進めている。

フランスでは、1981年に女性権利省が発足。以降、国内での被害者支援に向けた市民レベルの取組が進むとともに、支援団体からの働きかけを受けた各省庁により、法律も整備された。

さらに、活動団体間の連帯はフランス国内にとどまらず、各国の女性団体にも広がり、世界での取組を進めるために国連にも働きかけていったという。これを受け、1995年の第4回世界女性会議（北京会議）では、女性に対する暴力が大きく取り上げられ、国連としての取組の方向が示されることとなった。同会議には世界のNGOなどから4万人が参加、女性に対する暴力に向けた取組は大きなうねりとなり、ヨーロッパで具体的に進められることにもつながった。



女性保護研究所などの自主的な支援活動を行ってきた団体が、今日のDV被害者支援やDV根絶に向けた世界的な取組に果たしてきた役割は大きい。

事業内容は被害者支援

暴力被害にあった女性の相談、DV防止への啓発やリーフレットの作成・配布、シェルター運営を行っている。宿泊センターやデイセンターを年間1200人の女性と500人の子どもが利用している。シェルター退所後の住居提供や、法手続きへの同行、書類作成援助、資金援助に力を入れている。

身体だけではなく、心にも傷を負った女性は自立も困難な状態である。そのため、心理カウンセリングのためのアートセラピーや自立するためのパソコン技術指導など、息の長い支援をしている。緊縮財政で資金が厳しい中、研修生や技術を持ったボランティア、組織を通じて脱出したばかりの人などの支援をうまく循環させながら運営を行っている。

運営資金の確保に苦慮

シェルターの運営のために入所6ヵ月間は国からの援助があり、一人当たり年間1万5千ユーロが支給されるが、実質は1万9千ユーロかかるため、援助は十分とは言えないのが状況である。そのためシェルターは企業の助成金を受けるなど運営資金の確保に苦慮している。

加害者への刑罰の法が制定されたが、十分に適用されていない

保護命令措置の適用が不十分なため、女性権利省に制度の改善を求めている。2000年、18歳から59歳を対象に7000人の調査を行ったところ、10人に1人は夫、またはパートナーから暴力を受けているという結果が出た。加害者から逃げるために緊急保護命令もあるが、命令を出す裁判所の動きが鈍い他、加害者からの報復を恐れて被害女性が訴えを取り下げること多いという。

☆Column 「暴力への予防教育こそが、女性の人権を守る」

9



訪問先：フランス・パリ市

女性と家族の権利情報センター
Centre national d' information
sur les droits des femmes
et des familles

訪問日：2012年11月14日（水）

説明者：広報担当 フランク・ベニーさん（写真左）



男女平等・女性の権利保護のための相談調査、行政機関への提言、啓発・教育の実施

このセンターは、政府主導により1972年に設立されたアソシエーションの本部で全国に114の支部があり1200人の職員と300～400人のボランティアで運営されている。

事業内容は、男女平等・女性の権利保護のための相談調査、行政機関への提言、啓発・教育の実施等で、法案が審議される際には、議会にも答申している。

雇用や家族生活など女性の自立に関する様々な情報を発信し、広く一般の人々が情報を受け取ることができる。また賃金格差や家事分担などについて企業への働きかけもしている。

相談は全支部で年間約94万5千件。相談は無料で個別対応をしている。

また、女性への暴力に関わる医療・警察・司法・教育機関とも連携しDVについて関係者の理解促進を図ると同時に、当事者教育として学校での啓発活動も行っている。



フランス女性史

| | | | |
|------|------|----|--|
| 1789 | 1799 | | |
| 1789 | | | |
| 1791 | | | |
| 1944 | | | |
| 1949 | | | |
| 1968 | 5 | 5 | |
| 1981 | | | |
| 1999 | 6 | 28 | |
| 1999 | 10 | 13 | |
| 2012 | 5 | 15 | |

訪問先：フランス・パリ市
 ビオマルシェ・パティニョール
 Bio Marche Batignolles
 訪問日：2012年11月17日（土）
 時間：朝9時～10時

朝市のパティニョールは無農薬、有機野菜、ハンドメイドコスメやチーズなど、有機栽培であることを認証された「A B」ラベルの商品を扱うビオマルシェ。フランスで「ビオ」を名乗れるのは、数少ない。

ところ狭しと並ぶ色鮮やかな野菜や花、果物。山と積まれたチーズや、肉・魚介類。手づくりの石鹸や化粧品など商品の種類も豊富。

約30の店舗が並ぶマーケットで、アンケート調査を実施した。目的は、農業分野における男女共同参画の実態を知るため、出店者の約半数にあたる14店舗から回収した。

調査結果は別表のとおりである。

農業経営の代表者は、半数以上が女性で、出店者の4割は家族経営協定を結んでいた。また、4割の女性農業者が農業者の組織に加入し活動しており、フランス女性の農業経営への参画度がよく分かる。

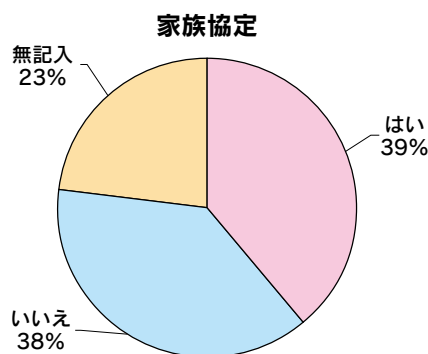
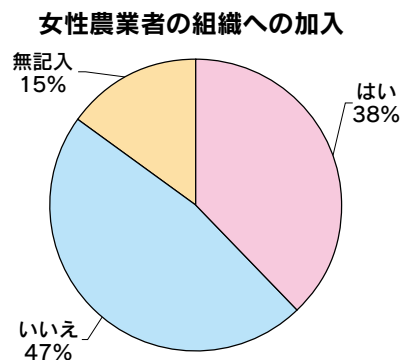
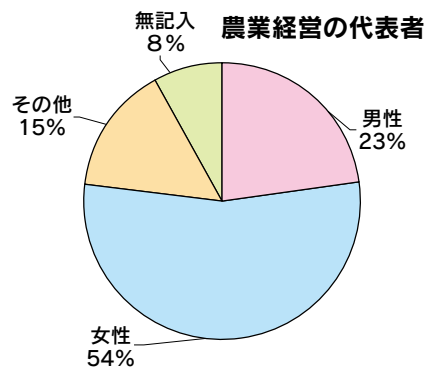
日本の農業経営において、女性の経営参画はまだ少ない。農業分野における男女共同参画を進めるには、家族経営協定の締結促進が最重要であると思われるが、現状では、締結の割合は福岡県で5.6%である。女性が単なる労働者ではなく、主体的に農業経営に関わることが大事である。そして、それが経営の持続性を維持する点でも必要不可欠である。

今回の調査は、事前に質問項目を厳選、短時間でも回答しやすいような工夫をし、フランス語に翻訳して持参した。

つたない英語と身振り手振りですまさに体当たりの挑戦だった。

最後に、快く応じてくれた出店者に感謝したい。

家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世帯員が、経営方針や役割分担、労働報酬、労働時間など、各人の働きやすい就業環境について、互いに話し合い、取り決めるもの。



訪問先： フランス・パリ市
 スーパーマーケット
 「モノプリ」ドラゴン店
 Monoprix Dragon

訪問日： 2012年11月16日（金）

時 間： 16時～17時

子ども連れ、ベビーカー、妊婦の姿が目につき、金曜日の夕方にもかかわらず男性客も目立つ

地下に降りるとレジが並び、その奥に衣料品・雑貨・食料品などが続いていた。

時間帯により買い物する人の客層は変わり、客層は上の表のようになっていた。

子ども連れや妊婦さんが多くみられ、金曜日の16-17時にもかかわらず、男性の買い物客もかなりいた。

妊婦と障害者専用のレジです。やっぱり出生率高い国ですね！



| 時間帯 | 買い物客層 |
|--------|-----------------------|
| 16:15 | 若い男女、高齢の男女 |
| 16:30 | 子ども連れ、家族連れ、ベビーカーや妊婦さん |
| 17:00～ | 仕事帰りの男女 |

妊婦と障害者専用のレジがある

レジの上の方に妊婦と障害者のマークがあった（写真右上）。

ミルクや掃除用品のパッケージに家族全員や父親のイラストや写真に絵が家族の姿

抱っこ紐のパッケージはお父さんがおんぶした姿、ベビーカーの広告も父親と子どもの写真がついていた（写真右下）。また、掃除用品は家族全員の姿がついたものがあった。

育児用品、掃除用品等のパッケージを見て、男女の性別役割分担が徐々に変化しつつあることがわかった。

男性の育児、家事への参画が日常的だからこそ、暮らしやすく働きやすい環境や支援が、働く女性や子供の出生率を伸ばしているのだということがよく分かった。

環境に配慮された包装や商品

商品について、魚は、生を真空パックに、肉は、計り売りでラップに包んで、野菜、果物も計り売りだった。また、食料品、化粧品などには、「AB」ラベルが見られ、オーガニック志向が強いことがうかがえた。

これはベビーカーの広告。お父さんが主役。父親の育児参加は日常のことになっているのでしょうか。



オランダにおけるワーク・
ライフ・バランスの概念

同一価値労働同一賃金
労働時間と雇用調整の
フレキシビリティ
労働者の法的地位の改善



アムステルダム市
静かで整然とした街並み。運河は日常風景の一部となっている。

1960年代以降、福祉政策予算の増強と移民・難民の受け入れ、外国人労働者の導入を進めてきたオランダは、1979年の第2次オイルショックを機に高失業率・巨額の財政赤字・高インフレという「オランダ病」に陥った（この時の失業率は15%、60万人に及ぶ）。

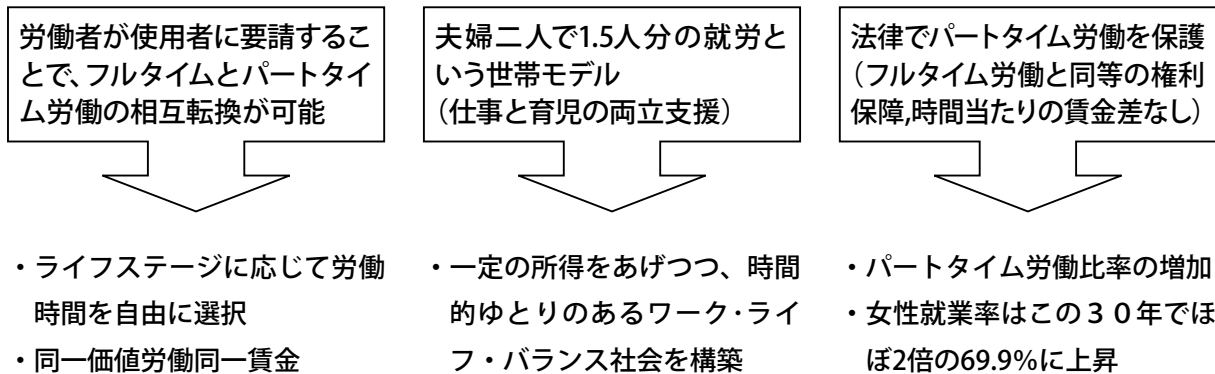
そこで、政・労・使の3者が一体となったワークシェアリング政策を推進。後に「オランダの奇跡」と呼ばれる驚異的な経済復活を遂げることとなる（99年の失業率は3%台まで回復）。

社会に安定した豊かさと働く希望をもたらした「オランダモデル」とは、どのような雇用改革であるのか。下記に政策から現状までを時系列で示した。

◆ オランダモデル(労働政策)

| | | |
|------|---------------------|--|
| 1982 | ワッセナー合意 (3者間の合意) | 政府 → 減税とセーフティーネットを保障 労働団体 → 賃金抑制に協力 使用者 → 雇用の拡大と時短実現 |
| 1996 | 労働時間差別禁止法 | 労働時間の相違による差別禁止(賃金・社会保険・休暇その他) |
| 2000 | 労働時間調整法 | 労働時間の選択を労働者に認める |

*具体的には…



*働き方いろいろ 例えば…

フルタイム36~40時/週

30~35h/週、週休3日

●仕事に生きがい!

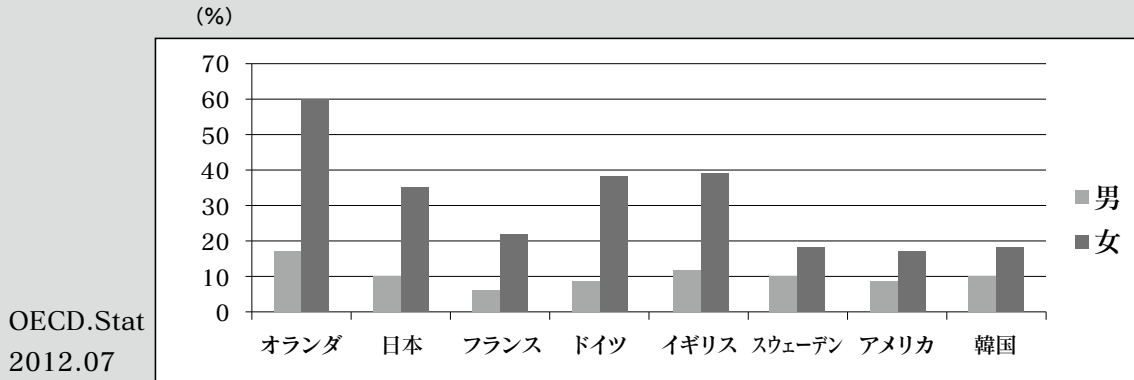
20h程度/週

●父親・母親の役割重視!

●介護を優先!

●学習・趣味・地域活動!

◆ パートタイム労働者比率



◆ ジェンダー不平等指数

※保健・労働市場・エンパワーメントの3つの分野、5つの指標により数値化

| | | | | | | |
|--------|-------------|-------|-----|--------|-------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ----- | 14 |
| スウェーデン | オランダ | デンマーク | スイス | フィンランド | | 日本 |

国連開発計画 (UNDP) 2011.11

☆Column

「オランダの奇跡」から見えるもの

3

25

IMF

NGO

Go Dutch ()



訪問先：オランダ・アムステルダム市

テバ社

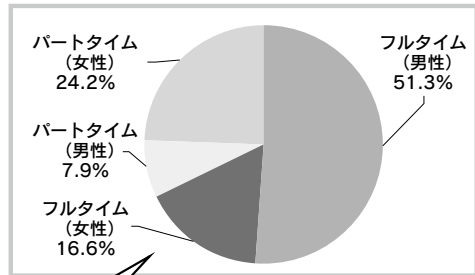
TEVA Pharmachemie

訪問日：2012年11月12日（月）

説明者：タチアナ・ランゲン・ダイクさん



図1 フルタイムとパートタイムの割合



近年は家事や育児を理由とした男性のパートタイム労働も増加傾向にある

創業 1901年
 本社 イスラエル
 北米、南米、ヨーロッパを中心に世界60か国に展開
 日本では2012年4月テバ製薬株式会社として設立
 ジェネリック医薬品取り扱い世界最大級
 主にがんの治療薬や気管支炎のための薬を製造
 従業員約40,000名 うちオランダ700名
 平均年齢は男性43歳、女性42歳代

タチアナさん

- 週4日勤務
- 自営業の夫、15歳の息子、11歳の娘の4人家族
- 家事・育児は夫と分担
- 2週間に1回、ハウスキーパーを雇っている



1.5モデル

オランダでは同一価値労働同一賃金が徹底している。例えば、労働時間がフルタイムの3/4であれば給与、各種手当、休暇、福利厚生等すべて3/4の処遇を受けられる。このため、フルタイムからパートタイマーになった場合でも、日本のように賃金が極端に少なくなることはない。自分のライフステージに応じた働き方ができる。

もともとはオランダで雇用対策として勧められてきたオランダ式のワークシェアリングであるが、「1.5モデル」のように夫婦2人で1.5人分という働き方をしている人も増加している。このため家族で過ごす時間が確保され、ワーク・ライフ・バランスの充実にもつながっている。

基本的にチーム内で仕事を割り当ててカバーできる仕組みがあるので、誰かが急に休んでもフォローし合うことができます。

チーム内のミーティングを行うなど、良好なコミュニケーションがカギとなっています。

タチアナさんに女性が働くことについて聞きました

Q 1 女性就労についての変化や効用について教えてください。

A 1 「オランダでは女性は働かない」と長い間言われていましたが、特に2000年の労働調整法が施行されてからは女性の労働力に変化が見られています。政府は保育所の整備を行なうなど、女性が仕事をしやすい環境づくりに力を注いでいます。

Q 2 男性の意識は変わりましたか？

A 2 私の夫もそうですが、オランダの社会では保育園への送迎など父親が育児に参加する機会が増えています。今のオランダでは子育てが一種の流行のように感じます。

Q 3 社内のワーク・ライフ・バランス支援にはどんなものがありますか？

A 3 企業内保育や子育て支援手当などはありませんが、イースターの集いやクリスマス会など、会社主催のイベントでは社員の子ども達を集めて贈り物を渡す習慣があります。また、家事・育児などの事情から勤務形態を見直す場合は会社と話し合うことができます。

Q 4 子育てしながら働く母として会社へ求めることはありますか？

A 4 子どもの送り迎えなど家庭内で調整すべきことはありますが、求めることは特にありません。今のライフスタイルに100%満足しています。

☆Column

子育てを理由に現役大臣が辞任？

2010

47

3

1

2

1



訪問先：オランダ・アムステルダム市
 ガッサンダイヤモンド社
 Gassan Diamonds

訪問日：2012年11月12日（月）

説明者：教育トレーニング係ミリオン・スーホーさん



二人目の出産を間近に控えた

ミリオン・スーホーさん

- 夫と2歳の女の子の3人家族
- 5カ国語を話す

創業 1945年
 ダイヤモンドや時計などの製造販売
 各国に販売店を持つ
 従業員190人：女性123人（65%）、男性67人
 管理職にあたるマネージャー：女性18人、男性10人
 昇進に男女間で大きな差はない

ミリオン・スーホーさんに聞きました

Q 1 妊娠・出産の休暇などに対する支援制度はどういうものですか？

A 1 妊娠・出産休暇は4ヵ月あります。産前が4週、産後12週です。給料は100%保証で、ほとんどは国が負担しますが会社も1部負担しています。年金は休暇中もかけられています。

日本では・・・
 産前は6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後は8週間の休暇があります。
 （労働基準法第65条）

Q 2 復職後の子育て支援は？

A 2 私の場合、託児は週2回で330ユーロを支払っています。そのうち140ユーロ（約40%）は国から補助が出ます。

Q 3 日常生活の家事分担は？

A 3 夫は週4.5日働いています。金曜の午後から週末は子どもの世話、掃除、食事をつくるなど家事もしています。
 まわりの多くの夫婦が家事育児を二人でこなしています。家庭の経済事情も考え、夫婦で相談して互いの労働時間を決め、休暇や家事・育児分担をしています。

オランダにおけるその他の子育て支援

18歳未満の子どもには児童手当（あるいは税制上の優遇措置）がある。所得制限はなく国籍で差別されることもない。3ヵ月ごとに支給され、その金額はそれぞれ子どもの年齢に応じて変化する。

0～6歳未満 176.62ユーロ

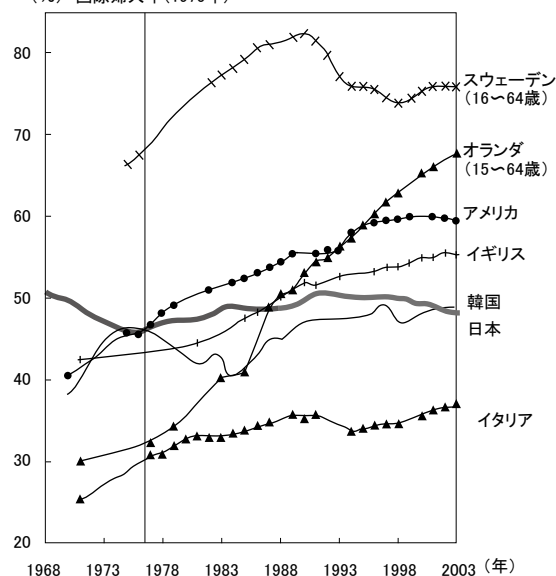
6～12歳未満 214.46ユーロ

12～18歳未満 252.31ユーロ

児童手当を受けない場合、親の年収、年齢、扶養する子どもの人数に応じて税制上の控除があり、所得の少ない世帯ほど手厚い控除が受けられる仕組みになっている。

1970年代には日本よりも低かったオランダの女性の労働力率は、1985年には日本を抜き、以降も急激に増加中である。パートタイムや子育て、教育等への充実した数々の施策が実を結んだ結果であろう。

(%) 国際婦人年(1975年)



出典:ILO“LABORSTA”、総務省統計局「労働力調査」
オランダ1977,79年は14～64歳。アメリカ1970,82-94年は15歳以上、1975～82,95年以降は16歳以上。その他15歳以上。

☆Column

輝くワーキングママ

5

30

30

55

4 12



訪問先：オランダ・アムステルダム市
ユニットファイブ
UNIT 5

訪問日：2012年11月13日(火)

説明者：5人の女性起業家



安定した収入やキャリアから転職し、5人がそれぞれ独立して経営する。

起業するには、資格や資金が必要だが、公的支援はなるで自費で創業した。

起業して年間1,250時間以上働けば、税の優遇措置(3年間)がある。

仕事だけでなく、ミャマーに学校をつくる社会的貢献にも力を尽くして国 籍。

設立 2005年

50歳プラスで起業

それぞれ40以上の顧客を持つ

5人の女性起業家グループ

ブランド洋装店・芸能人の洋服

の手直しをする



☆Column

オランダの地で誓う

5

60



訪問先： オランダ・ユトレヒト市
 人権研究所
 COLLEGE VOOR DE RECHTEN
 VAN DE MENS

訪問日： 2012年11月13日（火）
 説明者： マルコ・ファン・フォーさん(写真左)
 カッチャ・コーさん(写真右)



人権に関する法律に基づき差別解消を目指すオランダ唯一の公的独立機関

1994年に設立された「男女平等委員会」を改組して、2012年10月「人権研究所」として生まれ変わった。法に基づき国が設置する独立委員会。

国連や欧州連合、アムネスティ、オランダ政府と連動した活動をしている。

12人の委員（企業内人権を専門にしている大学教授や弁護士などの有職者で男性4人・女性8人）と70人の職員で構成され、年間500万ユーロの国の予算と3年間90万ユーロの特別予算で運営されている。

現在の大きな課題は、高齢者や難民、就職、障害に関する差別

差別に関する法律違反があった場合、裁判所のような機能を持つ人権研究所が、情報を精査し判断する。その際弁護人を必要としないので申立人の費用がかからないというのも特徴のひとつである。

この分野に関して膨大な知識を蓄積しているため、男女同権に関して申し立てのあった人や政府に対してもアドバイスを行っている。

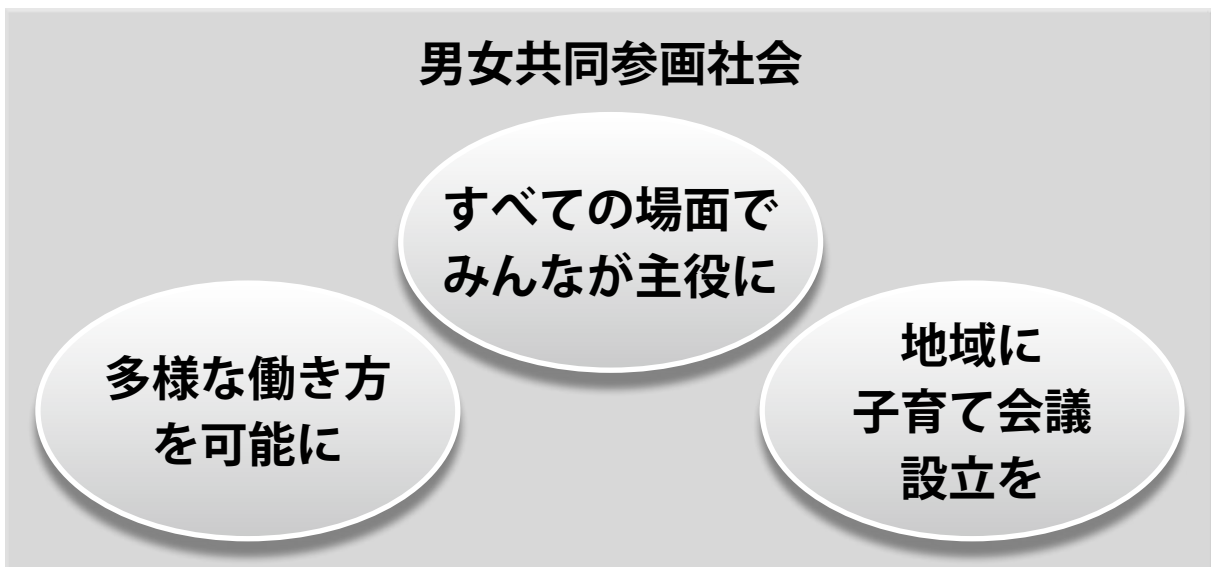


人権研究所入口

オランダ王国憲法はその第1条に「オランダにいる人はみな同じ条件のもとで平等に扱われる。宗教・信条・政治に関する意見、人権、性別そのほかどんな理由であれ差別は許されない」として平等原則を宣言しています。これはオランダの男女平等に関する基盤となっています。

私たちが望むこと

私たちは、第29回福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」に参加したことで、団員それぞれの男女共同参画への思いに加え、事前研修で学んだ福岡県の男女共同参画と子育て支援、DVに係る実態と取組などを知り、フランスとオランダの実状を学び、具体的な思いを強く持つことができました。そこで、報告会と報告書のテーマを「幸せワーク 幸せライフ ~働き続けるために~」と決め、研修で得たことをどう実践していくか、どんな社会を望み、何をすべきか、私たちが目指す男女共同参画社会を下記の図に表しました。



男女共同参画社会は、全ての人自分らしく生きられる社会です。一人ひとりがどのように生きたいのか、そのためにはどう生きればいいのか、個人が自分に責任を持ち、すべての場面でみんなが主役になるように、尊重し合って生きる社会を目指します。

次に、人生の中で多くの時間を費やす仕事についてです。働くことで得られる幸福感は大きなものです。どう生きるかは、どう働くかであるとも言えます。家事・育児・介護などによるライフステージの変化に対応した多様な働き方を可能にするために、家庭や企業における男女の意識改革を進めていきます。

また、次の時代を担う子どもたちを守り健やかに育てるため、家庭と学校、地域が協力し社会全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。そのために地域に子育て会議設立を希望します。

個人の意識の変革が社会の変革を促す大きな力となります。そのために不可欠なのが人と人とのつながりです。この研修で築くことができた団員相互のネットワークを活用し、これらのことを身近なところから実践し働きかけていきます。

実際に観て、聴いて、感じたことを各団員があたため、事後研修を経て本報告書でこのように総括することができました。

A班 明日にはばたく



原田 由美

研修で学んだのは「より社会的な思考と弾力性」個人と社会のwin-win関係について考えていきたい



福元 千鶴

信頼と調和を大切に、自分らしい生き方を実践し、みんなが自分らしく生きられる社会の実現のために、身近なところから意識の変革を促していきます



瀧口 千恵子

未来を思い描き、地域でできる子育て支援の充実のために活動します。地域の決定機関に女性が入るシステムをつくりたいと思います



川原 廉恵

女性が働きやすく仕事を続けていくため、子育て支援や働き方、男女共同参画教育など、研修で得た情報を身近なところから発信していきます



野寄 千恵(班長)

気づき、感じ、発信、実行。まず自ら一歩ずつ進んでいきます



小川 美里

研修で学んだことを形にし、ワークもライフもあきらめなくていい社会づくりを提案していきます



熊谷 則子

ずっと閉塞感に悩まされ、それを突き破るために参加したのが翼の研修でした。海外の男女平等の実態を見聞してこれからの活動に弾みをつけていきます



上條 美智子

フランス、オランダの女性から学んだことを源動力に、たがわの女性の課題と結実させ歩んでいきます。仲間と手をつないで



城崎 洋子

研修を通じて感じたこと、考えたことを今後の活動につなげるためにも、まずは私自身の意識改革から始めます



西山 君枝

一人では何もできない。しかし、一人が動けなかつたら何もできない。目標を掲げ女性の視点でアクションを起こしていきます

B班 明日にはばたく



篠原 紀子

一人ひとりの思いを実現するためには、あきらめず取り組み続けることが必要であることを学びました。まず発信することから始めます



山崎 博子

子育てをしながらでも働きやすい社会になるように自分のできることからやっています



日永田 貞代

地域の男女共同参画を推進するとともに、高齢者福祉活動にアクションを起こします



中園 美恵

誰もが、家庭や仕事やボランティアにも、心豊かに参加できる社会づくり、そして自分づくりに励みます



吉丸 とも子(班長)

私の地域では少子化が進んでいます。地域社会の存続のためにも子育てを社会全体で支え、応援するまちづくりを目指します



川上 妙子

研修で知り合った団員とのネットワークを今後の活動に活かし、男女共同参画に携わっていきたいと思います



三木 徳子

情報を共有し考えることが大切と知りました。短歌会、福祉支援など出来ることから地域への共同参画を続けます



横大路 英理子

CAP(子どもへの暴力防止プログラム)活動を通して、次世代への暴力防止のための予防教育と、地域への人権講演を年間200回以上行います



樋口 美智子

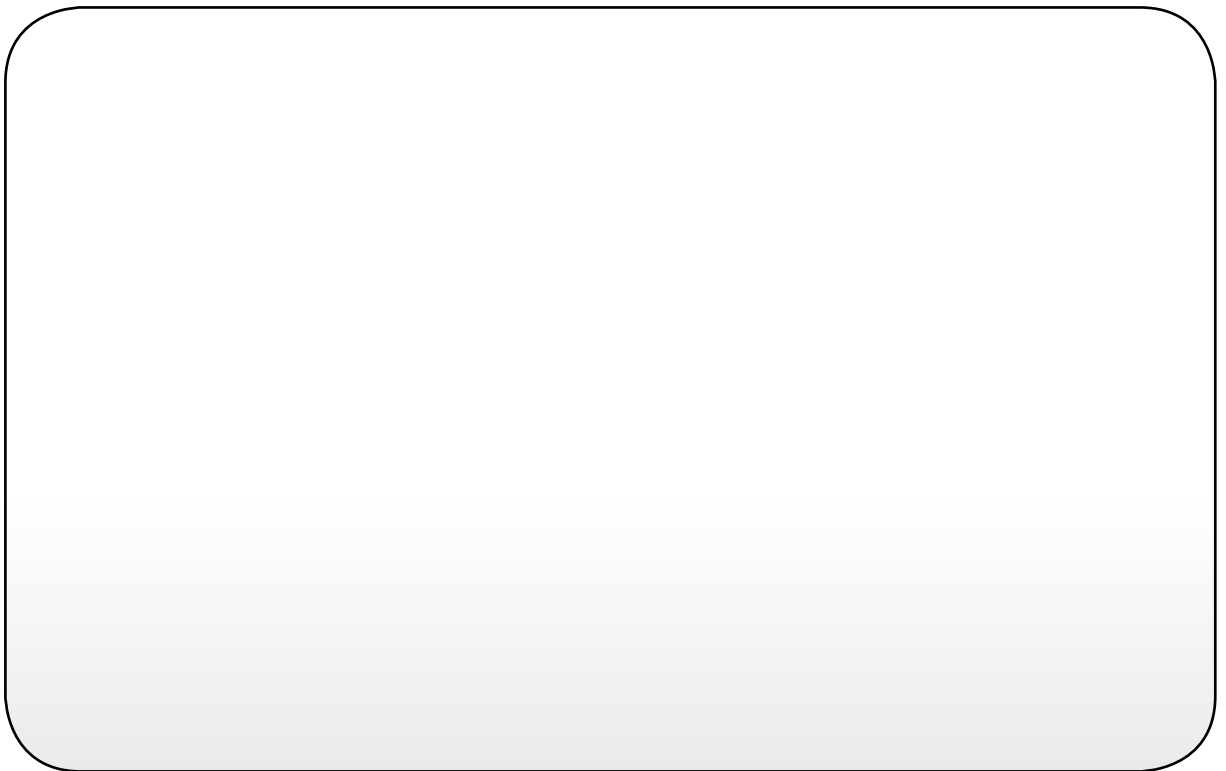
女性農業者として誇りを持って安心・安全で健康な農産物を育て、地位向上に努めます。また仕事を持つ地域女性の社会参画への一歩を応援します



小林 律子

研修で学んだことを地域の活動に活かし、私自身だけでなく、まわりも巻き込んで意識の向上に努めていきます





福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」実施状況

| | | | |
|---|----|--|-------------|
| | | | |
| 1 | 58 | | 11/21 12/ 1 |
| | 59 | | 10/22 11/ 2 |
| | 60 | | 9/23 10/ 4 |
| | 61 | | 10/21 11/ 1 |
| | 62 | | 11/16 11/27 |
| | 63 | | 10/17 10/28 |
| | | | 10/16 10/27 |
| | | | 10/ 8 10/19 |
| | | | 11/22 12/ 2 |
| | | | 11/19 11/30 |
| 1 | | | 10/18 10/29 |
| 1 | | | 10/17 10/28 |
| 1 | | | 8/28 9/24 |
| | | | 11/18 11/29 |
| 1 | | | 10/21 11/ 1 |
| 1 | | | 11/ 4 11/15 |
| 1 | | | 11/15 11/26 |
| 1 | | | 10/31 11/11 |
| 1 | | | 10/15 10/26 |
| 1 | | | 10/20 10/27 |
| | | | 10/19 10/26 |
| 1 | | | 10/17 10/24 |
| | | | 10/16 10/23 |
| | | | 10/15 10/22 |
| | | | 10/14 10/21 |
| | | | 10/19 10/26 |
| | | | 11/15 11/22 |
| | | | 11/14 11/21 |
| | | | 11/13 11/20 |
| | | | 11/11 11/18 |

平成24年度 福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」募集要項

1 目的

地域や企業等で積極的に活動を行っている女性を海外に派遣し、外国の各種制度・施設の視察・調査や、人との交流等を通して、国際的視野を持って活動できる人材を育成し、本県の男女共同参画社会づくりの推進に資することを目的としています。

2 事業の内容

(1) 研修国：フランス、オランダ

男女共同参画・文化・教育・福祉・労働などの各種制度・施設の状況について、行政機関や民間施設の視察調査、女性団体との交流などを通して理解を図ります。

(研修先)

- ・男女共同参画に関する機関、団体
- ・少子化・子育てに関する施設、機関
- ・文化・教育・福祉に関する施設、機関
- ・女性が経営参画している企業、NPO
- ・女性が起業した企業、女性の起業を支援している機関
- ・DV防止の取組を行う機関、団体

研修先は予定です。実際の研修の際は変更になる場合があります。

(2) 海外研修日程：平成24年11月1日(日)～11月18日(日)【8日間】

(3) 事前・事後の研修等

事前研修

海外研修の目的を効果的に達成するため、本事業の目的、団員としての心構え、研修国の状況等について必要な理解を深めるため、事前研修を行います。(予定)

- ・第1回事前研修 9月4日(火)～5日(水)【1泊2日】
- ・第2回事前研修 9月21日(金)【1日】
- ・第3回事前研修 10月19日(金)【1日】

事後活動

事後研修及び地域での報告会等へ参加するとともに、報告書を作成し、研修成果を地域や職場に還元し、事後の活動に活かしていただきます。

- ・事後研修 12月上旬【1日】
- ・報告会 1月～2月【県内3地区で各1日】

3 募集

(1) 募集人員：団員20名程度

(2) 募集期間：平成24年5月7日(月)～6月8日(金)

(3) 応募資格：次の条件をすべて満たす女性の方です。

年齢及び居住地

県内に居住し、平成24年4月1日現在、満20歳以上65歳以下の者。

(昭和21年4月2日～平成4年4月1日生まれの者)

健康状態等

健康で協調性に富み、研修計画に沿った規律ある団体行動に耐えられる者。

男女共同参画等に関する活動の状況

次の(ア)又は(イ)に該当し、現に男女共同参画等に関する活動を行っており、帰国後その成果を活かし、男女共同参画に関する活動を期待できる者。

(ア)地域団体・グループ等に所属

(イ)企業・NPO等に勤務

その他

次の方は除きます。

国・地方公共団体の議員・職員(常勤・非常勤の嘱託職員及び臨時職員を含む)及び学生

過去に、本事業と同種の海外派遣事業に、公的経費(一部助成、団体への補助等を含む)により参加した者

暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

4 応募方法

次の書類各1通をとりそろえ、居住地の市町村（男女共同参画行政主管課経由）へ6月8日（金）午後5時までに申し込んでください。

なお、北九州市、福岡市に在住の方は、次の各市役所に持参または郵送してください。（団員予定者の決定を迅速に行うため、区役所での受付を行っておりません。）

北九州市：北九州市子ども家庭局男女共同参画推進部（〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1）

福岡市：福岡市市民局男女共同参画部男女共同参画課（〒810-0001 福岡市中央区天神1-8-1）

市町村長は、応募書類をとりまとめるうえ、6月15日（金）までに、実行委員会事務局（福岡県男女共同参画推進課）へ提出してください。

【応募資格（ア）地域団体・グループ等に所属する方の必要書類】

- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 所属団体等の長の推薦書（様式2）
他市町村にまたがるような広域の団体の場合は、居住地の市町村長または、市町村単位程度の組織の長の推薦書でも構いません。
- ・ 被雇用者については、勤務先所属長の承諾書（様式3）
- ・ 男女共同参画について日ごろどのように考えているかをA4版の400字詰原稿用紙3枚程度にまとめたもの。

【応募資格（イ）企業・NPO等に勤務する方の必要書類】

- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 勤務先所属長あるいはNPO等代表者の推薦書（様式4）
- ・ 男女共同参画について日ごろどのように考えているかをA4版の400字詰原稿用紙3枚程度にまとめたもの。

5 団員の選考、決定

団員の選考は、実行委員会が別に定める選考基準に基づき、第一次選考（7月上旬書類選考）及び第二次選考（7月20日（金）面接選考）を行い、団員を内定し、本人に通知します。

【内定者の提出書類】（応募のときは添付の必要はありません。）

- ・ 健康診断書（様式5・内定通知の日以降に受診したもの）
- ・ 住民票

団員の正式決定は、第3回事前研修の終了後に行います。

6 団員の取消し

- （1） 団員として決定された者で、出発前に、健康上の理由または派遣に不適当な事由が生じた場合は、団員としての資格を取り消します。
- （2） 出発後に、団員としてふさわしくない行為があった者については、団員の資格を取り消し、直ちに帰国していただきます。

7 経費・損害等の負担

- （1） 団員として参加する方は、研修事業に要する次の経費を負担してください。
海外研修費用として25万円程度。
経済情勢の変化等により、負担金が増える場合もあります。
事前・事後研修、報告会に係る費用、渡航手続き関係諸費用、旅行障害保険料、健康診断費、県内旅費等その他個人の負担に属する費用。
6-（2）の規定により帰国させる場合の経費。
- （2） その他
負担金は、事前に指定された期日までに納入するものとし、納入金は原則として返金しません。
海外研修中の災害（天災、火災、不慮の災害等）、事故、個人の不注意等で主催者の責に帰さない理由によって生じる参加者の損害等については、主催者は責任を負わないものとします。

8 その他

当事業に参加した団員は、これまでの事業って生 錦谷觸 滞扶珣 垂



「女性研修の翼」事前・事後研修日程表

第1回 事前研修

9月4日 (火) 吉塚合同庁舎 特3会議室

10:00
10:30

11:00

12:00
13:00

14:00
14:15

15:15
15:30

17:00

18:00

9月5日 (水) 吉塚合同庁舎 603B会議室

9:45
10:00

11:00
11:15

12:15
13:30

14:30
14:45
16:15

第2回 事前研修

9月21日 (金) 吉塚合同庁舎801会議室

10:15
10:30

11:30
11:45
13:00

14:00
14:05

15:10
17:00

第3回 事前研修

10月19日 (水) 県庁地下1階4号会議室

9:45
10:00

10:50

11:40 OB
13:00
13:40
13:45
14:15

15:45
15:50
17:30

事後研修

12月19日 (水) 県庁地下1階4号会議室

10:00
10:30

11:30

12:00
13:00
13:30

14:10

17:00

海老井副知事への挨拶・報告

10/19(金).12/19(水)



編集委員会（県庁・吉塚合同庁舎会議室）

1/11・16・23・28、2/8・21



地区報告会

〔筑後地区〕 2/2(土) サンライフ久留米
〔福岡地区〕 2/11(祝) クローバープラザ
〔北九州地区〕 2/24(日) 行橋市福祉センター
「ウイズゆくはし」



「女性研修の翼」に随行して

団員の皆さんは、8日間の海外研修はもちろん、事前研修からこの報告書作成まで、約半年間にわたり、意欲とチームワークを存分に発揮されました。特に、自主研修での皆さんの企画力、実行力（現地「突撃取材」）には驚かされました。訪問先では、多くの女性が「課題の解決に向けて自らできることに取り組み、多様な主体とネットワークを築きながら、世論や制度を動かしてきた」ことを熱く語ってくれたことが強く印象に残ります。団員の皆さんが、研修で得た貴重な経験と持ち前の元気を発揮し、笑顔でご活躍されることを心から期待しています。（事務局 高山淳）

編集後記

「集中するよ！」団長の一言に団員のやる気がみなぎり、県庁の会議室がまるでテレビドラマで見た新聞社の編集局かと思うほどの緊張と活気あふれる編集委員会を経験しました。私たちは藤井千佐子団長という素晴らしい女性リーダーから生の学びを得ることができました。この報告書は、団長とともに団員の思いと力を結集し、各自が時間を捻出して自主的に作業を進め、全団員が関わり作成しました。報告書完成までの団長と団員の協力はもちろん、先輩方からのアドバイス、事務局の多大なご協力とご指導に心より感謝申し上げます。（編集委員長 福元千鶴）

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月 公布・施行)

男女共同参画社会の形成についての定義、5つの理念、国・地方自治体・国民の責務、国・地方自治体の男女共同参画基本計画策定等について定めている。

福岡県男女共同参画推進条例

(平成13年10月 公布・施行)

3つの理念「男女の人権尊重」「能力発揮の機会の確保」「あらゆる分野における対等な参画」や、県・県民・事業者それぞれの責務、県の施策、暴力的行為の禁止等について定めている。

第3次男女共同参画基本計画

(計画期間 平成23年度～27年度)

第2次計画に5つの分野を加えた15の重点分野を掲げ、「女性の活躍による経済社会の活性化」などの5つの視点を強調している。

202030の目標の達成に向けてポジティブ・アクションを推進すること等を喫緊の課題としている。

第3次福岡県男女共同参画計画

(計画期間 平成23年度～27年度)

「女性の更なる社会進出を推進し、女性が多様な分野で能力を発揮する活力ある社会をつくる」ことを大目標とし、主要な観点に「困難な立場にある女性への支援」、「課題解決型の実践的活動の推進」を掲げ、女性の社会進出と能力の発揮を重点的に進めることとしている。

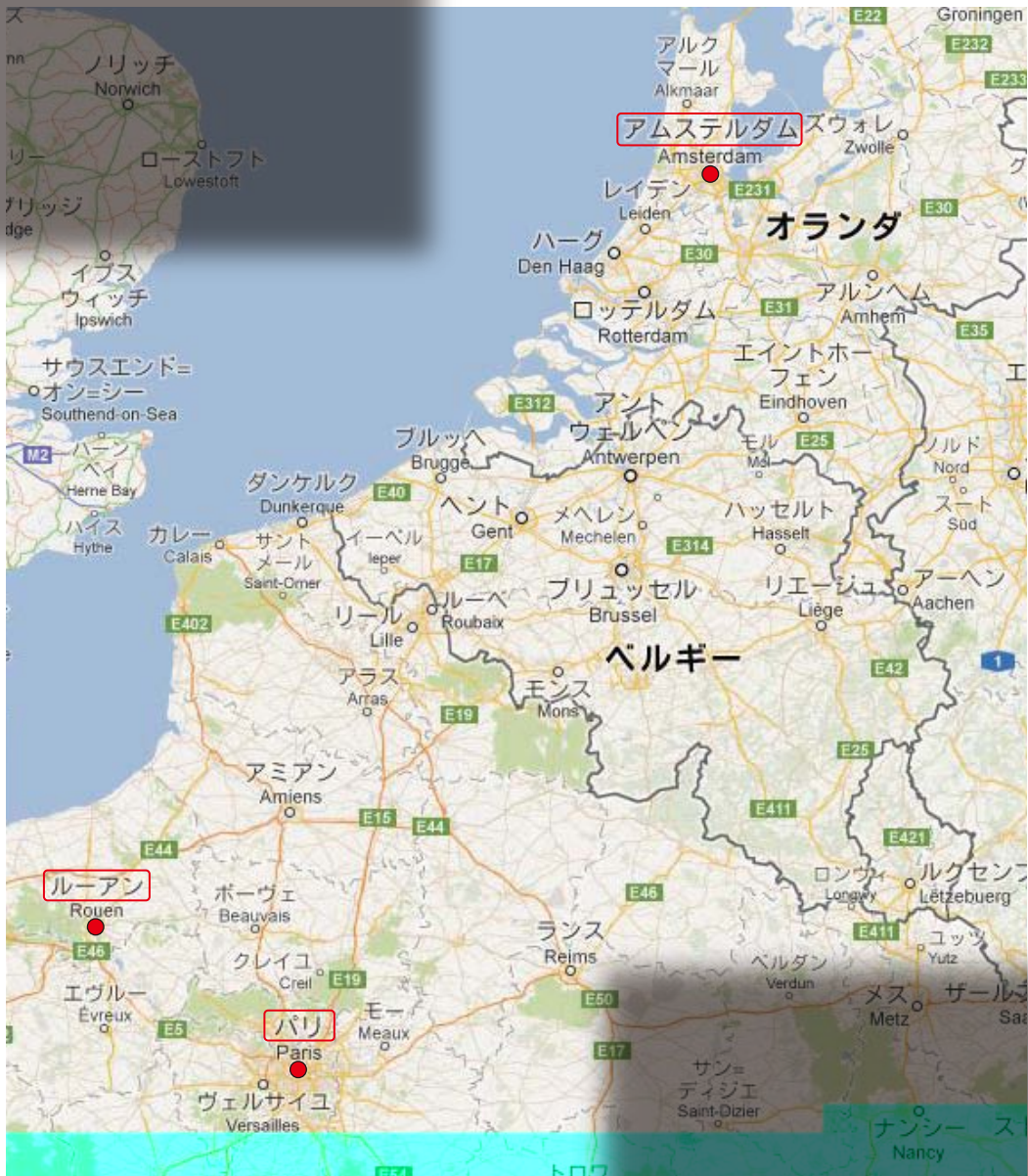
平成24年度 福岡県「女性研修の翼」報告書

平成25年3月発行

発行：福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」実行委員会
事務局）福岡県新社会推進部男女共同参画推進課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3391



【写真説明】

風車（オランダ）

エトワール凱旋門（フランス）

訪問先の地図（オランダ⇒ベルギー（経由）⇒フランス）